

☆知って得する情報(第6回)

*マイナンバーの基礎知識 I

1. マイナンバーの利用場面

Q、マイナンバーは、どのような場面で利用されるのですか？

A、マイナンバーは、①社会保障 ②税 ③災害対策 に関する3分野でのみ利用されます。

1) マイナンバーとは

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有するすべての人に付番され、一人一番号です。また、「民（本人）— 民（会社）— 官（行政機関等）」の関係で流通させて利用可能な視認性のある番号となります。そして、最新の基本4情報（氏名・住所・生年月日・性別）と関連付けられます。マイナンバーは、2015年10月から順次、住民票を持つ者全員に郵送

で通知され、2016年1月から利用が開始されます。

2) 利用範囲

マイナンバーは、その利用範囲が番号法で限定的に定められており、社会保障、税、災害対策の関する分野のみ利用されます。

社会保障	①年金の資格取得や確認、給付 ②雇用保険の資格取得や確認、給付 ③ハローワークの事務 ④医療保険の保険料徴収 ⑤福祉分野の給付、 生活保護など
税	①税務当局に提出する確定申告書・届書・調書等に記載 ②税務当局 の内部事務など
災害対策	①被災者生活再建支援金の支給 ②被災者台帳の作成事務など

マイナンバーの利用は、個人の特定することや、様々な情報をひも付けることが容易にな

る
反面、その利用範囲を広範囲なものとする不正利用などによるプライバシー侵害の危険

性が高まるため、プライバシー保護の観点から、その利用範囲を限定しています。

マイナンバーを利用して、個人情報効率的に検索や管理することができるのは、国の行政

機関、地方公共団体などの行政事務を処理するものに限られています。なお、これらの者が

上記の事務でマイナンバーを利用することを「個人番号利用事務」といい、その事務を行う

者（委託を受けた者を含む）を「個人番号利用実施者」といいます。

3) 本人及び会社とマイナンバー

本人及び会社（団体や個人事業主などすべての事業者を含む）は、社会保障、税、災害対

策

に関する分野で、国の行政機関、地方公共団体などに提出する申請書・申告書・調書などの書類にマイナンバーを記載して提出することになります。例えば、本人が、児童扶養手当の支給を受けるための申請書や所得税の確定申告書などにマイナンバーを記載して市町村や、税務署長に提出することになります。また、会社は、従業員（役員、パートなど含む）からマイナンバーの提供を受け、源泉徴収票などにそのナンバーを記載して税務署長などに提出することになります。

* マイナンバーの基礎知識 II

Q、会社の業務で、マイナンバーはどのように利用するのですか？

A、従業員などのマイナンバーを給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険

被保険者資格取得届などに記載して、税務署長、日本年金機構などに提出することとなります。

1) 会社におけるマイナンバーの利用範囲

会社は、主に社会保障及び税に関する行政手続き書類に従業員などのマイナンバーを記載して提出するという役割を担うこととなります。会社におけるマイナンバーの利用としては、例えば、次に掲げる事務があげられます。

①	従業員から提供を受けたマイナンバーを給与所得の源泉徴収、給与支払報告書に記載して、税務署長、市町村長に提出
②	従業員から提供を受けたマイナンバーを健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届などに記載して、日本年金機構などに提出
③	税理士に対する顧問料や地主に対する地代などを支払った場合は、その税理士や地主から提供を受けたマイナンバーを支払調書に記載して、税務署長に提出

2) 利用目的の特定・通知等

マイナンバーは、番号法があらかじめ限定的に定められている事務の範囲の中から、具体的

利用目的を特定したうえで利用するのが原則です。

例えば、次のように特定することが考えられます。

：源泉徴収票作成事務 ：健康保険・厚生年金保険届出事務

* 自らのマイナンバーがどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想が

できる程度に具体的に特定する必要がある。

尚、個人情報保護法の適用を受ける会社（個人情報取扱事業者）は、特定した利用目的を本人に対して通知等しなければなりません。

3) 利用目的を超えたマイナンバーの利用禁止

番号法においては、「本人の同意」があったとしても、利用目的を超えてマイナンバーを取

り扱うことを禁止しています。

例えば、次のような利用目的のケースです。

：「源泉徴収票作成事務」を利用目的として提供を受けたマイナンバーは、「本人の同意」があっても、「健康保険・厚生年金保険届出事務」に利用できない。

* このような場合は利用目的を変更し、本人への通知等を行うことにより、健康保険・厚生年金保険届出事務にマイナンバーを利用できる。

4) 例外的な取扱いができる場合

①金融機関が激甚災害時などに金銭の支払いを行う場合

②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があり、又

は

本人の同意を得ることが困難である場合。

木曾岬町商工会 石崎